


裁判長
認印



調 書 (決定)	
事件の表示	平成30年(行ヒ)第271号
決定日	平成30年10月23日
裁判所	最高裁判所第三小法廷
裁判長 裁判官 裁判官 裁判官 裁判官	林 景 一 岡 部 喜 代 子 山 崎 敏 充 郎 戸 倉 三 郎 宮 崎 裕 子
当事者等	申立人 奈良県知事 荒井正吾 同訴訟代理人弁護士 川崎 祥記ほか 同補助参加人 森川 喜之司 相手方 一 村 哲之堂 相手方 中 村 正堂 上記兩名訴訟代理人弁護士 石 川 量 堂
原判決の表示	大阪高等裁判所平成29年(行コ)第31号, 第172号 (平成30年3月27日判決)
裁判官全員一致の意見で, 次のとおり決定。 第1 主文 1 本件を上告審として受理しない。 2 申立費用は申立人の負担とする。 第2 理由 本件申立ての理由によれば, 本件は, 民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。 平成30年10月23日 最高裁判所第三小法廷 裁判所書記官 石 上 賀 一 	

これは正本である。

平成30年10月23日

最高裁判所第三小法廷

裁判所書記官 石上 賀